

小林市公告第 30-2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 8 年 6 月 1 日付けで変更し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 1 日

小林市長 堀 研二郎



記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区
高月地区、山宮・野神原地区、新田場地区、東方地区、水流迫地区、市谷・保楊枝原地区、鵜戸前・坂元・山田ヶ原地区、孝の子地区、二原地区、北西三区・牟田原地区、細野地区、南西二区・巣ノ浦地区、堤地区、窪田・広庭・杉玉地区、大久津地区、南西四区地区
- 2 縦覧場所
経済建設部 農業振興課